○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
十三号	山形市大野目一丁目三三一番三から同市浜崎二四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日

○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市宮城野区原町一丁目一二八番一から同市宮城野区原町一丁目二一番まで	前	二三・六七～二四・六五メートル
	後	二三・六七～二六・四一メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間
四十五号	仙台市宮城野区原町一丁目一二八番一から同市宮城野区原町一丁目一二一番まで

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日

○東北地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千八百六十五号山形広域都市計画道路事業三・六・一号新築西通り二口橋線

三　事業施行期間　自平成十二年九月十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業三・六・百八十号駅前南通線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十八日至平成二十八年九月三十日

四　事業地

収用の部分　宮城県岩沼市館下一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百三十七号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十七号線

三　事業施行期間　自平成九年十二月十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百七十一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十七号線

三　事業施行期間　自平成十二年十一月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十号東京都市計画道路事業補助線街路第十一号線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし